

審査の目標期間の達成状況について（平成 28 年）

労働組合法第 27 条の 18 及び労働委員会規則第 50 条の 2 の規定により、労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査期間の目標を定めるとともに、毎年少なくとも 1 回、ホームページ等により、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとされ、当委員会では次のように目標期間を定めています。

審査の目標期間（平成 24 年 1 月 27 日 第 644 回公益委員会議決定）

- ・ 団交拒否事件：6 か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
- ・ 通常事件：1 年

（注） 団交拒否事件とは、申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件とは、団交拒否事件以外の事件を指す。

審査期間とは、申立てから終結までに要した日数であり、その目標期間は、個々の事件ごとに定めるものではなく、各年の全終結事件における 1 事件当たりの平均処理日数をいいます。

平成 28 年（平成 28 年 1 月～12 月）における審査の目標期間及び目標の達成状況その他の審査の実施状況は、以下のとおりです。

1 審査の目標期間の達成状況

- ・ 団交拒否事件
平成 28 年に終結した事件に係る審査期間は 179 日であり、目標期間を達成した。
- ・ 通常事件
平成 28 年に終結した事件に係る審査期間は 213 日であり、目標期間を達成した。

(1) 平成 28 年における審査の実施状況

項目	団交拒否事件		通常事件		計
	終結	翌年繰越し	終結	翌年繰越し	
ア 係属事件数	1 件	—	4 件	—	4 件
イ 審査期間	179 日	—	213 日	—	
ウ 調査の回数	0 回	—	2 回	—	2 回
エ 審問の回数	1 回	—	3 回	—	4 回
オ 尋問を行った証人及び当事者の人数	2 人	—	5 人	—	7 人

（注） 係属した事件のうち 1 件について、労働委員会規則第 41 条第 1 項の規定により、団交拒否事件と通常事件の審査を分離したことから、それぞれの事件に 1 件ずつカウントしたが、「計」の欄では同一の事件として 1 件としてカウントした。

(2) 平成 28 年に係属した不当労働行為事件の概要

ア 団交拒否事件

事件番号	申立年月日	処理日数	調査回数	審問回数	証人数等	終結状況
	終結年月日					
平成 27 年（不）第 1 号の 1	H27. 9. 1	179 日	0 回 （3 回）	1 回 （2 回）	2 人 （2 人）	全部救済
	H28. 2. 26					

（注 1） 「証人数等」は、尋問を行った証人及び当事者の実人数である。

（注 2） 括弧内の数字は、前年に実施したものを含む回数である。

イ 通常事件

事件番号	申立年月日	処理 日数	調査 回数	審問 回数	証人 数等	終結 状況
	終結年月日					
平成 27 年（不）第 1 号の 2	H27. 9. 1	396 日	2 回 (5 回)	3 回	5 人	一部救済
	H28. 9. 30					
平成 28 年（不）第 1 号	H28. 6. 23	169 日	—	—	—	却下
	H28. 12. 8					
平成 28 年（不）第 2 号	H28. 7. 19	143 日	—	—	—	却下
	H28. 12. 8					
平成 28 年（不）第 3 号	H28. 7. 19	143 日	—	—	—	却下
	H28. 12. 8					

(注 1) 「証人数等」は、尋問を行った証人及び当事者の実人数である。

(注 2) 括弧内の数字は、前年に実施したものを含む回数である。

(注 3) 上記のうち 1 件は、処理日数 1 年を超過しているが、申立て事項が多岐にわたるため、審査手続に不測の日数を要したものである。

2 過去 5 年間ににおける審査の実施状況（参考）

年 (平成)	事件種別	係属事件数	終結事件数	審査期間	調査回数	審問回数	証人数等
24	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	1 件	1 件	101 日	4 回	0 回	0 人
25	団交拒否	1 件	0 件	—	2 回	2 回	1 人
	通常	—	—	—	—	—	—
26	団交拒否	1 件	1 件	241 日	0 回	0 回	0 人
	通常	1 件	0 件	—	6 回	—	—
27	団交拒否	1 件	—	—	3 回	1 回	2 人
	通常	2 件	1 件	359 日	6 回	5 回	7 人
28	団交拒否	1 件	1 件	179 日	0 回	1 回	2 人
	通常	4 件	4 件	213 日	2 回	3 回	5 人

(注) 平成 27 年に申立てがあり、平成 28 年に終結した事件（1 件）について、平成 27 年に団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、その取扱いは下記のとおり。

(1) 平成 27 年

ア 「係属事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに 1 件ずつカウントしている。

イ 「調査回数」

審査の分離前に実施した 2 回分を、団交拒否事件及び通常事件それぞれにカウントしている。

(2) 平成 28 年

「係属事件数」及び「終結事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに 1 件ずつカウントしている。